

総合計画策定の基本方針

第1 計画策定の趣旨

令和元年12月、「県民一人ひとりが豊かさを実感できるやまなし」を実現するため、「山梨県総合計画」を策定した。

その後、新型コロナウイルス感染症の影響による社会情勢の変化と求められる行政需要に対応するため、令和3年7月に計画を見直し、コロナ危機の最中であっても、あらゆる施策・事業を着実に実施し前進し続けてきた。

今後は、これまでに作り上げてきた山梨発展の基盤の上に立ち、県民の豊かさ・幸せを一層増進していく。

そのためには、県民の生活基盤を強く安心できるものにする「ふるさと強靱化」、あらゆる可能性を取り込み、豊かさの基となる価値が創出される、全ての人に対して開かれた「開の国」づくり、それらの先に、県民一人ひとりに豊かさがもれなく届けられる仕組みをもった「豊かさ共創社会」を築き上げるべく、取り組んでいく必要がある。

そこで、これまでの歩みをさらに前進し加速させていくため、新たな総合計画を策定する。

第2 策定に当たっての基本的な考え方

(1) 計画の性格

計画は、あらゆる部門計画の上位に位置する、県政運営の基本指針となるものであり、約20年後の2040年頃までに目指すべき本県の将来像を示す長期的な構想としての性格と、リニア中央新幹線の開業後となる2030年頃を見据えて、これからの4年間に実行する施策・事業を明らかにするアクションプランとしての性格を併せ持つものである。

また、本計画をまち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）に規定する都道府県まち・ひと・しごと創生総合戦略として位置づけるとともに、行財政改革に係る取り組みについても、本計画の中で一体的に明らかにする。

(2) 計画の構成及び期間

- 概ね次により構成する。
 - 1 計画策定の基本的な考え方
 - 2 長期的展望
 - ・時代の潮流と本県の現状
 - ・本県の可能性と課題
 - ・基本理念
 - ・本県の将来像（人口ビジョンを含む）
 - 3 アクシヨンプラン
 - ・政策の体系と概要
 - ・施策・事業
 - ・行財政改革の取り組み
 - ・計画の推進
- 計画期間は、令和5（2023）年度から令和8（2026）年度までの4年間とする。

(3) 策定に当たっての留意事項

- 目指すべき本県の将来像の実現に向け、速やかに事業成果が挙げられるよう、効率的・効果的な施策・事業の導入を検討すること。
- デジタルの力を活用して、地域の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化するとともに、既存の制度や枠組みにとらわれることなく、柔軟かつ斬新な発想で施策・事業を検討すること。
- 現下の厳しい財政状況に鑑み、最少の経費で最大の効果が得られるよう、施策・事業の抜本的見直しを行い、選択と集中を図ること。
- 国や市町村、民間、NPOなど、多くの団体等とのパートナーシップ（連携と協働）により、効果的に課題解決が図られるよう施策・事業を検討すること。

第3 計画の策定方法

(1) 庁内推進体制

山梨県総合計画推進本部規程（平成19年3月30日山梨県訓令甲第2号）の規定に基づき、本部会議、計画推進会議及び推進班を設置し、全庁的な体制で計画策定に取り組む。

(2) 県民等の意見の反映

県民等の意見・提言を反映させるため、県民意見提出制度実施要綱の規定に基づくパブリックコメントを実施する。

(3) 議会への報告及び付議

「山梨県行政の全般に係る総合的な計画の議決等に関する条例」に基づき、素案について、6月定例県議会に報告するとともに、基本的な事項について、9月定例県議会に付議する。

第4 今後の予定（案）

令和5年	2月	推進本部において基本方針を決定
	4～5月	県政各分野の関係団体からの意見聴取
	6月	推進本部において計画素案を決定 県議会へ計画素案を報告 計画素案に対するパブリックコメント
	9月	推進本部において計画案（基本的事項）を決定 県議会への付議
	10月	推進本部において総合計画を決定